

**Q1 従業員全員について、特別徴収を希望しません。どうしたらいいですか。**

A1 「給与所得者異動届出書」を提出してください。ただし、普通徴収が認められるのは異動届出書記載の理由に当てはまる場合のみです。本人の希望やシステムが対応できない等の理由は認められません。

普通徴収切替理由は、以下のとおりです。

【普 A】:従業員が 2 名以下

【普 E】:事業専従者(個人事業主のみ)

【普 B】:他事業所で特別徴収を行っている

【普 F】:退職者又は退職予定者(退職予定は5月末日まで)

【普 C】:給与が少なく税額が引けない

【普 G】:1 年未満の契約社員

【普 D】:給与の支払いが不定期

**Q2 特別徴収対象の従業員として追加または削除したい人がいます。**

A2 追加の場合は「特別徴収への切替申請書」を提出してください。

削除・転勤の場合は「給与所得者異動届出書」を提出してください。

提出は eLTAX による電子申請をご利用いただくか、越前市ホームページからダウンロードして郵送または税務課窓口へご提出ください。

**Q3 先日、異動届等を提出して特別徴収対象の従業員を追加・削除してもらったはずなのに、今回の通知に反映されていないのは何故ですか。**

A3 決定通知書は、4月17日までに受け付けた異動届の内容をもとに作成しています。従業員の方が複数箇所勤務されている場合、別の事業所で特別徴収の対象になっていると、追加の申請をしても反映できない可能性があります。

**【追加の場合】**

4月18日～5月18日に受け付けた「特別徴収への切替申請書」は、6月中旬に変更通知書を送付します。

その際の特徴開始月は原則「7月」からです。

5月19日以降に受け付けた「特別徴収への切替申請書」は、7月中旬に変更通知書を送付します。

その際の特徴開始月は原則「8月」からです。

※7月中旬の通知発送でも給与天引きに間に合うため、7月から開始を希望する場合は、

備考欄にその旨を記載してください。

**【削除の場合】**

4月18日～5月18日に受け付けた「給与所得者異動届出書」は、6月中旬に変更通知書を送付します。

5月19日以降に受け付けた「給与所得者異動届出書」は、7月中旬に変更通知書を送付します。

※納入書につきましては、金額を訂正してご納入ください。変更の都度、納入書は送付いたしません。

納入書のアmount訂正方法は越前市ホームページに掲載しています。

**Q4 既に退職した従業員の税額通知書(納税義務者用)はどうしたらいいですか。**

A4 個人情報のため、シュレッダーで破棄していただくか、退職者である旨を付箋等に記載の上、越前市税務課までご返送ください。「給与所得者異動届出書」をまだ提出していない場合は、併せて提出してください。

**Q5 納入書が入っていません。**

A5 口座振替登録をしている場合、eLTAX による電子納税を利用している場合、給与支払報告書と一緒に提出された総括表に納付書不要の記載があった場合は、納入書は同封していません。

納入書が追加で必要な場合は、越前市ホームページから作成・ダウンロードしてください。納入書のダウンロードができない場合は郵送しますので、税務課 市民税グループ(0778-22-3014)までご連絡ください。

**Q6 「納期の特例」を申請したい。**

A6 総従業員 10 名未満で市税に滞納のない事業所は、申請により毎月の納付ではなく、年 2 回で納入する方法に切り替えることができます。越前市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載して郵送か窓口まで提出するか、eLTAX による電子申請(令和8年4月開始予定)にて提出してください。

**Q7 従業員のマイナンバーが記載されていません。**

A7 総務省からの通知により、特別徴収者税額通知を書面により送付する場合には、当面、マイナンバー(法人番号を含む)の記載を行わないことになりました。

**Q8 税額通知の受取方法(電子、書面)を変更したい。**

Q8 「受取方法変更申出書」を提出してください。越前市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載して提出してください。特別徴収義務者用と納税義務者用の受取方法を選択することができます。

なお、すでに発行された通知の受取方法を変更して、再度受け取ることはできません。

※法令改正により、特別徴収義務者用は、令和6年度から電子(副本)が廃止され、  
電子(正本)か書面のいずれかとなります。

※法令改正により、納税義務者用は、令和6年度から電子受取が可能となりました。

電子と書面のいずれの場合も通知書は再発行することができませんのでご注意ください。

**【問い合わせ先】**

越前市役所 税務課 市民税グループ  
課税について : 0778-22-3014  
納税について : 0778-22-3015